相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区穂波町三丁目六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大倉　喜美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

名古屋市中区丸の内三丁目一八番二八号KSビル六階　相続財産管理人　立岡　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区神宮一丁目一〇四番地、最後の住所名古屋市瑞穂区河岸町四丁目一二番地の一　被相続人　亡　赤塚　克人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

名古屋市中区錦二丁目八番一号伊予銀行ビル三C　丸の内綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富岡　幸宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市美杉町竹原四七九番地、最後の住所三重県松阪市大黒田町五九番地八　被相続人　亡　松田　のぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区壬生坊城町一五番地、最後の住所京都市南区久世殿城町一五二番地二九　被相続人　亡　山田　公恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル二階

相続財産管理人　弁護士　首藤　和司

平成二十四年一月二十五日

京都市上京区河原町通荒神口東入荒神町一二〇番地　平田ビル三階　はるかぜ総合司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　板倉はるみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字小倉一二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石橋　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

京都府舞鶴市字溝尻四二番地

相続財産管理人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区納所八八番地、最後の住所大阪府吹田市千里山西四丁目三四番一〇―二〇一号　被相続人　亡　浅沼　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

相続財産管理人弁護士　木部　徹之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区今三丁目八番三号　被相続人　亡　人見　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル二階

相続財産管理人　弁護士　首藤　和司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡佐川町永野二五六三番地、最後の住所高知県高知市石立町二一二番地一七　被相続人　亡　藤本　末喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

大分県日田市田島本町一〇番六号

相続財産管理人　高瀬ヨシ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置市東市来町養母一四八八九番地、最後の住所鹿児島県日置市東市来町養母一四八八九番地一　被相続人　亡　田淵　耕作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所鹿児島市下荒田三丁目二九番一〇号

司法書士法人あらた法務事務所

相続財産管理人　山下　紳市

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年1月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ファーストブラザーズ株式会社　②東京都知事(1)88075　③代表取締役　吉原知紀　④東京都千代田区丸の内二丁目4番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

ファーストブラザーズ株式会社　代表取締役　吉原知紀

①パナソニック電工ビジネス・ライフサポート株式会社　②大阪府知事(1)55842　③代表取締役　多久和成一　④大阪府門真市大字門真1048　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府門真市大字門真1048

パナソニック電工ビジネス・ライフサポート株式会社　代表取締役　多久和成一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市入佐町六二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　畠中　清**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所鹿児島市東千石町四番三三号　フィオーレ東千石九〇二

相続財産管理人　芝田　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市大川六七五〇番地、最後の住所鹿児島県阿久根市大川七一〇五番地三　被相続人　亡　高橋シノブ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所鹿児島県薩摩川内市東向田町二―三三下迫田ビル三階　清水法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　秀郎